

市内通所介護（地域密着型通所介護移行予定）事業所
管理者 各位

調布市福祉健康部高齢者支援室
介護保険担当課長 半澤 清美

小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行について

日頃より、調布市の高齢者施策に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、介護保険法等の改正により、平成28年4月1日から利用定員18人以下の通所介護は、地域密着型サービス（地域密着型通所介護）に移行します。

つきましては、当該移行に伴うサービスの変更点・留意事項等を下記にまとめましたので、移行対象となる事業所においてはご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

- 1 移行対象事業所
利用定員18人以下の通所介護事業所
- 2 主な変更点（調布市内事業所の場合）

変更内容	変更前	変更後	詳細
サービス種別	通所介護（定員18人以下）（居宅サービス）	地域密着型通所介護（地域密着型サービス）	①
指定・監督権限	東京都	調布市	②
届出・報告等	東京都	調布市	
利用者	利用者の住所地問わず利用可	調布市民（原則）	③
運営推進会議	—	設置・開催義務あり	④
基準	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	調布市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	⑤

① 移行手続

平成28年3月末までに通所介護の指定を受けている移行対象事業所については、平成28年4月1日に「地域密着型通所介護」の事業所として指定があったものとみなされるため（みなし指定）、地域密着型サービス移行に伴う特段の手続きは不要です。

※「みなし指定」を希望しない場合は、平成28年3月31日（必着）までに東京都及び調布市へ届出が必要です。詳細は東京都ホームページでご確認ください。

② 届出等

ア 内容・期日

内容		提出期日	提出先	
届出	更新	指定有効期限満了日の前々月末日	調布市	
	廃止・休止	廃止・休止する日の1ヶ月前		
	再開	再開日から10日以内		
	変更	変更日から10日以内		
	加算	算定月の前月15日まで		
	減算	算定要件を満たさなくなった（満たさなくなる）場合は速やかに		
	処遇改善	計画		加算適用月の前々月末日
		変更		前月15日まで
		報告		最終の加算の支払いがあった翌々月末日
	宿泊サービス	開始		サービス提供開始前
		変更		変更日から10日以内
		廃止・休止		廃止・休止する日の1ヶ月前
再開		再開日から10日以内		
報告	運営推進会議	開催後から概ね2週間以内		
	事故	発生後速やかに		
	行方不明	発生後速やかに		
	被害状況	発生後速やかに		
	他市被保険者利用状況	翌月10日まで		

イ 提出方法・様式

提出方法及び様式は、市ホームページで確認・ダウンロードのうえ、期日までの提出にご協力ください。提出漏れにご注意ください。

ウ 宿泊サービス

現在、宿泊サービスを東京都に届け出ている事業所で、平成28年度も実施予定の事業所は、4月中に調布市長（下記提出先）まで届け出てください（郵送可）。様式は、市ホームページにございます。

エ 提出先

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

調布市福祉健康部高齢者支援室介護保険担当 宛

T E L : 042-481-7321 F A X : 042-481-7028

E-mail : kaigo@w2.city.chofu.tokyo.jp

- ③ 他市区町村介護保険被保険者（以下「他市民」という。）へのサービス提供
- ア 平成28年3月31日までに対象事業所を利用された方
平成28年3月31日までに利用された要介護者（要介護1から要介護5）に限り，調布市民・他市民に関わらず，平成28年4月以降も引き続き利用できます。
- ※介護予防通所介護は，今回の移行に関係ありません。要支援者（要支援1又は要支援2）は，総合事業が開始されるまで（調布市は10月開始），介護予防通所介護の対象となります（現行から変更なし）。
- イ 平成28年4月1日以降に対象事業所を新規利用される方
地域密着型サービス移行後のため，原則，サービスの提供は調布市民に限られるため，利用することができません（調布市に住民登録がある住所地特例者を含む）。
- ただし，特例措置を設定しております。

特例措置（各添付資料参照）

1 利用の手続き（添付資料1）

他市民の利用については，利用開始前に，利用者毎に「指定同意の手続」及び「指定申請」を行った場合は，他市民のサービス利用・提供が認められる場合があります。

ただし，手続き・申請に時間を要し，結果としてサービスの利用・提供が認められない場合もありますので，あらかじめご承知おきいただき，早めのご相談をお願いします。

手続方法等は，添付資料・市ホームページ等をご確認ください。

2 協定（協定先自治体）（添付資料2）

調布市と協定を締結する下記（二重線内）の自治体に限り，**1**の「指定同意の手続き」が簡略化でき，「指定申請」のみ行っていたと，それ以降，同保険者の市民の利用に係る手続きは不要となります。

調布市 ⇔ 府中市，三鷹市，狛江市，小金井市，稲城市，世田谷区

ただし，協定自体は現在調整中であり，上記協定先自治体は決定したものではありませんのでご注意ください。また，協定先自治体は変更・追加等がありますので，随時，最新の情報を市ホームページでご確認いただきますようお願いいたします。

3 協定による他市民の利用要件（添付資料3）

調布市では，下表のとおり利用の要件を設けます。

時期	利用要件の内容
～平成28年9月末	要件なし
平成28年10月～	同時に提供できる他市民(※)は， <u>各事業所の利用定員の4割までとする。</u>

(※)他市民には，「③ア」，「調布市民」及び「住所地特例者」を含まない。

例利用定員18人の事業所は，7人まで。

4 利用者の報告

平成28年4月以降、他市民にサービス提供する事業所は、「サービス提供報告書（別紙参照）」を作成し、毎月サービス提供状況を市町村に報告する必要があります。報告先は、利用者のそれぞれの保険者宛となります（世田谷区は調整中につき一旦送付不要）。なお、自治体によっては、追加資料が必要となる場合や報告が不要な場合もありますので、各自治体の指示に従ってください。

④ 運営推進会議

ア 目的

利用者、利用者家族、地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等で構成する「運営推進会議」において、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」の設置・開催を条例で義務付けております。

イ 指針（添付資料5）

運営推進会議の設置・開催等に関する指針を市ホームページ上で公表しております。設置・開催・構成員・内容・記録・報告等の詳細を規定しておりますので必ずご確認ください。

ウ 開催頻度

概ね6ヶ月に1回以上（年2回以上）

エ 報告

開催後、速やかに報告書を市へ提出してください。提出いただいた報告書は、市ホームページ上で掲載する予定です（検討中）。

オ 注意点

- (ア) 民生委員については、市で調整（推薦依頼中）のうえ、各事業所に配置します。決定次第、改めてご案内いたします（5月上旬予定）。なお、民生委員は必ず配置（推薦）されるものではないため、地域住民の代表者の調整（選任）を進めておくことをお勧めします。
- (イ) 市職員への開催案内は、文書にてご依頼ください（FAX可）。なお、地域包括支援センター職員の参加はありません。
- (ウ) 開催案内は、1ヶ月前を目安に構成員へ周知をお願いします。
- (エ) 会議の設置・開催の主体は、各事業所となります。市職員及び民生委員を除く構成員の選任・調整、開催案内、出欠確認、欠席者への報告等は、事業所主体で必ず行ってください。

⑤ 基準

この度の介護保険制度の改正を踏まえ、市条例で定める地域密着型サービスの基準を改正する予定であり、厚生労働省の基準に従い、又は参酌等して条例を改正します。施行時期は、平成28年4月1日です。

3 留意事項

- (1) 今回の改正により、サービスコードが「78」に変更します（事業所番号は変更の予定なし。）。

- (2) 地域密着型通所介護の基本報酬（加算含む。）は，平成27年度介護報酬改定後の小規模型通所介護の基本報酬が概ね踏襲される予定です。
- (3) みなし指定による「指定の有効期限」は，現在の「通所介護」の有効期限が引き継がれます。
- (4) 定款や法人登記簿の目的欄の変更が必要となる場合がありますので，今年度中に確認をお願いします。
- (5) 運営規定の事業名称（指定地域密着型通所介護）及び実施地域（地域密着型通所介護については，調布市内に限定）を改めていただくよう，今年度中の確認をお願いします。また，変更後の運営規定（写）について，平成28年4月29日（金）までに提出をお願いします（郵送可）。（※上記理由による変更のみの場合は，写しだけでかまいません。）
- (6) 改正内容（地域密着型サービスへの移行）の詳細については，東京都発信文書及びホームページ等でご確認ください。
- (7) 地域密着型サービスの届出様式，各種案内等は，市ホームページでも掲載しております。また，いただいた質問・問合せ等もQ & Aとして掲載していく予定です。随時更新しますので登録・確認をお願いします。
(<http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1295852086097/index.html>)
- (8) 今後の市からのお知らせは，原則，FAX（又はメール）でいたします。定期的な確認をお願いいたします。
- (9) 来年度以降，市職員による貴施設の現場確認を予定しております。日程は個別に調整させていただきますので，ご理解・ご協力のほどよろしくをお願いいたします。
- (10) 別紙「確認票」は，平成28年4月4日（必着）までにご回答いただきますようお願いいたします。

4 添付資料

- (1) 指定同意の手続きについて（添付書類1）
- (2) 協定（協定先自治体）について（添付書類2）
- (3) 協定による他市民の利用要件について（添付書類3）
- (4) サービス提供報告書（添付書類4）
- (5) 運営推进会議等の設置運営指針（添付書類5）
- (6) 確認票（提出期限：平成28年4月4日（必着））

5 問い合わせ先

調布市福祉健康部 高齢者支援室 介護給付係

担当：小林・熊代

TEL：042-481-7321

FAX：042-481-7028

E-mail：kaigo@w2.city.chofu.tokyo.jp